

# 持続可能な社会の創り手育成業務委託仕様書 (次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発事業)

## 1 業務の名称

持続可能な社会の創り手育成業務

## 2 業務の目的

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内において、県内の小中学生向けの環境学習の受入体制の構築等を行うことで、世界に誇る地域資源ブランドの保全や利活用に向けた機運を高め、次世代を担う人材の育成・確保を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの宮崎県側3市町（延岡市、高千穂町、日之影町）のエリア内において、小中学生を対象とした環境学習の受入体制を構築し、自然の保護と持続可能な利活用に関する共生の知識を備えた人材の育成・確保を図る仕組みづくりを行うため、以下の業務を実施するものとする。

### (1) モデル校受入及び検証

- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境学習プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、県内の小中学校を対象に環境学習の受入を6校実施すること。
- ・ 環境学習の参加人数は、参加者の安全を確保でき、学習内容が行き届く規模とすること。
- ・ 環境学習を効果的なものとするため、事前に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの概要や生態系・環境保全活動、当日の野外学習内容等について講義すること。
- ・ 環境学習のコースはプログラムから選択すること。なお、モデル校との協議により、コースの一部で環境学習を実施又は複数のコースを組み合わせても構わない。
- ・ モデル校の受入は、各3市町で少なくとも1回は実施することとし、できる限り3市町での実施数の偏りをなくすこと。
- ・ 環境学習の実施中は当該コースに精通したガイドを配置すること。
- ・ 環境学習実施後は、モデル校からのフィードバックを踏まえて内容を検証し、課題及び対策を整理すること。

### (2) モデル校の募集

県内の小中学校を対象に、プログラムの配布等により環境学習を実施するモデル校の募集を行うこと。なお、モデル校に対しては環境学習の主旨やねらいを理解してもらおうこと。

### (3) ガイド養成講習の実施

プログラムに精通し、小中学生等を対象とした環境学習に対応できるガイドを養成するための講習を行うこと（講習会の受講者は少なくとも15名以上とすること）。

※ 企画提案書には以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 環境学習の事前講義の方法及び内容
- ・ 参加者の理解を深めるための工夫
- ・ モデル校募集の方法
- ・ ガイド養成講習のカリキュラム
- ・ 全体スケジュール
- ・ 業務の実施体制（エリア内の各種団体との連携・協力体制も示すこと。）、危機管理体制、事故等緊急時の対応方法

## 5 対象経費

- (1) 当仕様書に記載されている業務に係る経費
- (2) モデル校受入れに関する経費（バス代、ガイド謝金等）
- (3) モデル校の募集に関する旅費
- (4) ガイド養成講習に必要な経費
- (5) その他必要とする経費（中山間・地域政策課と協議の上、認められるものに限る。）

## 6 対象外経費

次に掲げる経費は、委託料に含まないものとする。

- (1) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 7 成果品等の提出

成果品等として、以下を提出すること。

- (1) 報告書は紙媒体2部及び電子媒体1部（Word又はPowerPoint形式でCD-Rに保存）
- (2) 紙媒体の仕様は、A4版カラー（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）とする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と協議の上、決定すること。

- (2) 環境学習の様子をメディアやホームページ、SNS等で情報発信するため、学校に撮影・掲載等の許可を得ること。
- (3) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業内容の詳細については、企画提案により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (5) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。
- (7) 環境学習の実施数が6校に満たない場合は、委託料を減額する。
- (8) 災害の発生等やむを得ない事由により実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性がある。